

カナダ移転価格最新動向

EY Tax Alert は重要な税務ニュースやカナダ企業に影響を与えるような法整備や法制度の変更についてお届けします。

JBS カナダは EY Tax Alert の中からカナダに進出する日系企業にも関係のある事象について、日本語に訳し、各企業の皆様にお届けしています。

2012-13 年 事前確認制度プログラムに関するカナダ歳入庁の報告書における重要点

2013 年 9 月 18 日、カナダ歳入庁 (CRA) が 2013 年 3 月 31 日未付 (2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日まで) の移転価格税制の事前確認制度 (APA) プログラムに関する報告書を公表しました。

報告書には、完了及び進行中の APA プログラムの統計分析も含まれています。過去に比べて、2012-13 年に完了した APA プログラムの件数は飛躍的に増加しています。APA プログラムに対する関心は高まる一方、2012-13 年に受理された APA プログラム申請書の数は 2011-12 年と比べて減少しています。

APA プログラムの完了件数は著しく増加、進行案件数は減少

2012-13 年において、24 件の APA プログラムが完了しました。過去の完了件数を見ると、2011-12 年においては 10 件、2010-11 年と 2009-10 年においては共に 16 件でした。2003-04 年と 2004-05 年の 17 件という記録を超えて、2012-13 年は過去最高の完了件数となりました。

2012-13 年は 21 件の新規案件が受理されました。APA プログラムの進行案件数は 2011-12 年の 102 件に比べて、99 件と若干減少しました。今年は完了件数が、受理された件数を超えた初めての年となりました。

完了期間が 51.5 ヶ月と延長傾向

今年の APA の完了期間は 51.5 ヶ月と昨年の報告書の約 44 ヶ月と比較し、かなり長期化しました。これらの中には非常に短い期間や長い期間で完了している案件があるため、年度比較分析を行うのは困難となっております。

報告書によると今年はデューデリジエンス及び交渉段階期間が長い未処理案件が完了したことによって、完了期間が相対的に長くなりました。このため、APA の完了期間の中央値は、平均値である 51.5 ヶ月を上回る 56.8 ヶ月でした。

各調査段階における二国間 APA の平均調査期間の内訳も公表されています。興味深いことに、CRA の



デュー・デリジェンスや分析、方針説明書の準備に約 27.9 ヶ月もの時間（2011-12 年は 22.1 ヶ月）が費やされていると記載されています。準備期間が長い理由としては、納税者と CRA スタッフの相互協議や施設見学の日程調節に非常に時間がかかること、CRA の質問に対する納税者の対応遅れ、過去の情報を得るのに時間がかかること、移転価格税制の問題及びその会計処理の複雑性等が想定されます。

完了した APA プログラムにおける海外の税務当局との交渉平均期間は約 11.6 ヶ月と、昨年の 5.7 ヶ月及び 2010-11 年の 7 ヶ月と比較し、長期化しています。過年度からの長期にわたった案件が今年度完了し、今回の報告書に含まれていることが長期化の主な理由となっています。

交渉期間完了に引き続き、APA のドラフト作成、納税者と海外の税務当局との間での協定文書、CRA の相互協議サービス部門からの署名を得る等の作業に約 12 ヶ月が費やされています。この期間の長さは 2011-12 年の報告書と特に変化はありません。

申請受理前の打ち合わせ件数減少

更新、新規の申請者を含む申請受理前の打ち合わせ件数は 2011-12 年の 34 件から 24 件と減少しました。2007-08 年の 38 件と比べても、減少しています。

一方で、プログラムの手続きに進んだ件数は 21 件と昨年の 17 件から増加しました。年末の時点で受理検討中、つまり打ち合わせを行ったが、CRA がプログラムに進めるかどうかを決定していないものは 35 件に上ります。

CRA が判断を示していない 35 件は、来年におけるプログラムが受理される件数増加の前兆だと示唆されています。しかしながら、実際のところ、大半の案件は打ち合わせから受理までに 1 年以上が必要となっています。

取り下げ件数の減少

打ち合わせを実施した 24 件のうち、3 件の納税者は APA の申請を取り下げました。なお、昨年度は 4 件が取り下げに至っています。報告書によると取り下げの理由は、納税者が APA の申請を自主的に取り止める選択をしたため及び CRA が APA の対象取引がプログラムに適切でないと通知したためとなっています。それらの案件の詳細な内容に関しては開示されていません。

取引単位営業利益法（TNMM）の一般化

年末の時点で進行中の APA の 53%が TNMM の分析方法を用いています。TNMM の適用にあたり、利益水準指標の選定として最も使われているのが売上高営業利益率（全体の 36%）となっています。これに続き、トータルコストプラス（14%）、ベリ比率（2%）、総資産利益率（2%）が用いられています。2012-13 年における進行中の APA では、原価基準法（15%）、利益分割法（13%）、独立価格比準法（14%）、再販売価格基準法（6%）なども使われています。

今後の動向

昨年度（2011-12 年）の APA プログラム報告書には、来年度はより多くの完了件数となる見込みであるとの CRA の見解が示されており、前向きな期待が持てると総括されています。実際に、2012-13 の報告書では完了件数の増加が公表されており、CRA はほぼ正確な予測をしていたことになります。

今年は、過年度から残っていた多くの長期案件が完了しました。この処理件数の改善はおそらく 2012 年 7 月から CRA の相互協議の取締役として指揮をとる Sue Murray の新しい処理手続きが反映された結果と考えられます。

過去 2 年間の Richard McAlonan の指揮によって、アメリカの APA 完了件数が増加したように、EY カナダはカナダの APA の受理件数、調査期間、完了件数の継続的な改善を期待しております。

ご質問・ご相談

この Tax Alert 及び EY Canada が提供する税務サービスの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

Ken Kyriacou 税務パートナー

+1 416 943 1703 | ken.kyriacou@ca.ey.com

佐藤慶子 税務スタッフ

+1 416 943 2741 | keiko.sato@ca.ey.com

牧野卓司 監査パートナー

+1 416 941 1765 | takuji.makino@ca.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com

© 2013 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com